

## 旧本町図書館の利活用について

旧本町図書館について、下記のとおり利活用を行うこととしたので、報告する。

### 1 趣旨

旧本町図書館については、令和3年10月末をもって閉館し、中野区区有施設整備計画(令和3年10月策定)においては、未利用施設の一つとして「児童福祉施設、介護・障害福祉施設のニーズを踏まえ、誘致を検討」することとしている。

この間、新規施設誘致による利活用を検討してきたが、施設の構造上や隣接地との関係において、建て替えるには課題の整理に一定の期間を要するため、当面の間、既存施設の暫定貸付による利活用行うものである。

### 2 旧本町図書館の概要

所在地	中野区本町2-13-2
延床面積	453㎡
敷地面積	503㎡
竣工年度	昭和42年度(築54年)

### 3 暫定貸付の主な条件

- (1) 借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約とする。なお、転貸は禁止する。
- (2) 貸付期間は、原則として1年間とするが、協議により、最長で延べ5年間に達するまでは、再度契約することを妨げないものとする。
- (3) 貸付用途については、用途地域の建築制限に抵触する、公序良俗に反する等と認められる用途は除外する。
- (4) 貸付用途の事業実施にあたっては、近隣への説明を行うとともに、地域との良好な関係を築くための取組を行うものとする。
- (5) 建物は現状のまま貸付けることとし、区は修繕等の義務を負わないものとする。施設の使用に支障をきたす建物及び設備の劣化、損傷等が発生した場

合、貸付を終了する。

(6) 光熱水費、修繕費や保守費等、施設の使用に係る経費は、借受人の負担とする。

(7) 区との協議により造作を加えることも可能とし、期間満了時は原状回復を原則とする。

(8) 貸付料は、区の規定により計算した貸付料を基準とする。

#### 4 その他

令和4年4月以降、中野区ホームページへの掲載により公募を開始する。